

神戸国際コンテナターミナル(KICT)

ビジターゲートパス1(氏名・写真入りビジター用ゲートパス)申請書

(週3回以上、当ターミナル(KICT)に立ち入る必要がある方に限定します)

平成 年 月 日

会社名			社印
所在地			
電話番号		FAX番号	
訪問先・目的			
立入者氏名	1 (漢字)		※
	(ローマ字)		
	2 (漢字)		※
	(ローマ字)		
	3 (漢字)		※
	(ローマ字)		

※はターミナル記入欄

(注)

- 社印なきものは無効とします。
- 週3回以上、立ち入りされる方に限り、ゲートパスを発行いたします。
- 申請の際、申請者の顔写真をご持参ください。1名につき、2枚必要です。
(3ヶ月以内に撮影されたもので、たて3cm、よこ2.5cm程度、裏に社名と氏名を記入してください)

受付欄	
日付	年 月 日
氏名	

- ① 保安上の観点から当ターミナル (KICT) への立ち入りが非常に厳しく制限されることとなったため、当ターミナル (KICT) への進入時、及び当ターミナル内において本人確認のため、必要に応じ身分証明証の提示を求められる。
- ② 法の定めによる当ターミナル (KICT) への立入制限 (保安レベルが上がった場合) が発動された場合、当ターミナル (KICT) への立ち入りを拒否されることがある。
- ③ 当ターミナル (KICT) への進入時から退出時までの間、他のものから容易に確認できる方法で常時ゲートパスを携帯/表示する。
- ④ ゲートパスを紛失したとき、ゲートパスが棄損したとき、ゲートパスに記載された情報が変更になったとき又はゲートパス発行事由がもはや有効でなくなったときは、その旨を速やかに埠頭保安管理者に届け出る。
- ⑤ ゲートパスが失効したときは、被発行者が死亡した場合又はゲートパスを紛失した場合を除き、被発行者は失効したゲートパスを速やかに埠頭保安管理者に返納する。
- ⑥ ゲートパスを紛失し、その旨を埠頭保安管理者に届け出た後、紛失したゲートパスが発見された場合は、速やかに埠頭保安管理者に返納する。

以上

私は、神戸国際コンテナターミナル・ビジターゲートパス1(氏名・写真入りビジター用ゲートパス)を貸与されるに当たり、上記条項に同意し、遵守いたします。

日付

会社名

氏名

日付	
日	月
年	時
分	秒